

社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会

# 仙台市権利擁護センター（まもりーぶ仙台）

## 生活支援員募集案内

太白区・青葉区エリアで活動可能な方急募！

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力の充分ではない方で、日常生活を送るのに不安のある方が、地域で安心した自立生活を送ることを支援するため、ご自宅へ訪問し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービス等を行う事業（日常生活自立支援事業）に携わる非常勤職員を募集します。

### 1 職務内容、受験資格、採用予定数

職務内容	受験資格	採用予定数
仙台市権利擁護センターで行う※日常生活自立支援事業に係る福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス等の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仙台市内在住の方</li> <li>○福祉事業に関心を持ち業務に意欲のある方</li> <li>○平日、週3日以上活動可能な方</li> <li>○市内全域で活動可能な方</li> <li>○所定の研修を受講できる方</li> <li>○運転免許があり、自家用車を使用できる方</li> </ul>	若干名

※ 日常生活自立支援事業は、判断能力の十分でない認知症高齢者、知的障害者や精神障害者などで日常生活に不安のある方に対し、専門員の指示により、登録生活支援員が定期的にご自宅を訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等を提供し、地域での生活を支援する事業です。

### 2 留意事項

#### ○ 欠格事項

次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ① 成年被後見人、被保佐人、被補助人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わるまで、又は、その刑の執行を受けることがなくなるまでの方

※ なお、現に民生委員児童委員又はホームヘルパー等の福祉サービス提供の職に就いている方は受験できません。

#### ○ 活動時の移動方法

対象範囲は、市内全域となりますが、主に活動してもらおう区を定め、活動していただきます。

特に、太白区エリア又は青葉区エリアで活動可能な方を現在求めています。

なお、活動に伴う移動は、自家用車を使用していただくこととなります。

### 3 待遇

- (1) 身分 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会との雇用契約による「生活支援員」
- (2) 活動時間 平日午前8時30分から午後5時の間の指定された日時でおおむね週3日以上。  
(年末年始、祝祭日、土曜日を除く。)  
利用者ひとりあたりの1回の活動時間(通勤時間を含まず)は、概ね1～2時間内。
- (3) 活動費等 実活動時間に応じて支給。  
90分未満1,500円、以降30分経過ごとに500円加算。  
その他活動時交通費等別途支給。
- (4) 雇用期限 毎年度末に更新します。雇用契約は満70歳に達する年度末で満了。  
(一定条件を満たせば75歳まで再雇用有り。)

(5) その他

- ① 労災保険に加入
- ② 採用直後の活動回数は月平均 5～10 回程度の見込みですが、利用者の状況により異なります。

#### 4 申込手続き等

(1) 申込方法

- ① まず事業概要等の事前説明を受けていただきます（希望される方は、下記問合せ先へ電話でご予約下さい）。事前説明後、あらためて応募するか否かご検討いただきます。
- ② 応募する場合は、事前説明時にお渡しする申込書に必要事項を記入し、顔写真を張付のうえ、郵送又は持参により申し込みいただきます。

(2) 募集締切 採用予定人数に達するまで(若干名)

(3) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土・日・祝日を除く）

(4) 受付場所 仙台市権利擁護センター（仙台市福祉プラザ 7 階）

(5) その他 特に、太白区エリア又は青葉区エリアで活動可能な方を求めています。なお、募集締切に係る周知は行いません。

#### 5 選考方法等

事 項	内 容	備 考
書類選考	申込書の審査により、面接選考対象者を選考します。	選考結果通知の連絡あり ※面接選考の対象とならなかった場合でも、原則として申込書は返却いたしません。
面接選考	書類選考で合格した面接選考対象者への個別面接により、採用予定者を選考します。	選考結果の通知あり 採用通知の送付あり

#### 6 合格、採用、研修及び健康診断

① 合格された方は、生活支援員として採用されます。採用された方は、生活支援員の業務遂行に必要な研修を行います。なお、活動開始は研修の全課程を修了した後になります。

- ・ 研修期間 2 日間（予定）
- ・ 研修内容 日常生活自立支援事業概要、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等の理解、生活支援員の実務など
- ・ 研修場所 仙台市福祉プラザ内

② 受験資格を満たしていない、申込書に事実と異なる記載をした場合等、また、健康診断により活動に支障があると判断された場合には、採用を取り消すことがあります。

※採用時に伴う健康診断は、ご自分で受診した「定期健康診断」等の結果（写）を提出いただくものとします。

#### 7 個人情報の取り扱いについて

- ① 応募書類に含まれる個人情報は、本会の採用活動以外の目的に使用することはありません。
- ② 採用活動の一環として、入手された個人情報に対し、本会から個別に応募者に問い合わせる場合があります。

#### 8 問合せ先（申込み先）

仙台市権利擁護センター（まもりーぶ仙台）【社会福祉法人仙台市社会福祉協議会】

〒980-0022 仙台市青葉区五橋 2-1 2-2 仙台市福祉プラザ 7 階

Tel 022-217-1610 Fax 022-213-6457 （受付時間 9：00～17：00）

〈交通のアクセス〉 バス：「五橋駅」「福祉プラザ前」下車、徒歩 3 分

地下鉄：南北線「五橋駅」下車、南 1 番出口より徒歩 3 分